

北海道大学
学長有江幹男殿

北ウ第25号
昭和57年6月8日

社団法人北海道ウタリ協会
理事長野村義

北海道大学におけるアイヌに係わる問題について

北海道におきます、ウタリ福祉対策の推進につきましては、深いご理解とご協力を賜わっております。

ところで貴大学とアイヌは過去の長い歴史の過程において種々関係があったり、あるいは起り得べくして起り得てそして今日を迎えているものと思われませんが、この経過中における次の諸点について、貴大学の適切な措置方、とりあえずお願い申し上げます。

記

相当数のアイヌの人達が貴大学の研究の対象となっていると思われませんが、この内医学部系の人体研究の対象者に対して

1. 北海道大学自身で、これ等犠牲者の供養に誠意ある一連の措置を将来にわたってもとられたいこと。
2. 遺族の判明する霊と一定地域からまとめて集められた霊骨についても遺族である個人か、あるいは地域が希望する場合は、これを返却するの措置をとられたいこと。